

終邊報丙第三一號

受發
時間 〇五〇
事務官 二、一五〇〇

昭和二十一年九月三日
總務課

情 報 普 通

引揚關係各堂連絡事項

一、 復

沖繩本島方面の引揚げに就いて照會せる所指令には八月十三日以降
沖繩人の送還に伴ひ過一五〇人の豫定にて引揚ぐる旨記載せらる
るも實際は行はれてゐない

是し奄美大島に引揚げ可能の狀態にあり先般某船は船長の獨斷にて
六六名を吳に輸送したる巨厚生當より返事があつた

二、 外務省

ノ本年七月に際赤十字委員會の「スイス」の補助者が東南「アジア」

英軍管轄地域に於ける日本軍俘虜の取扱状況を視察し次の様な要旨の報告を出してゐる

(1)取扱は米軍取扱（比島）に比して一般的によくない

(2)賃銀は渡してゐない

(3)煙草・其他嗜好品の給與は不足又は皆無

(4)食餌は二三〇〇「カロリー」で米軍地區に比し二〇〇〇「カロリー」不足

(5)重労働・患者に對する加配はない

(6)通信は一ヶ月一本の葉書を出し得る事になつてゐるが紙不足の爲不履行勝ちである

(7)娯樂は時々映畫があるが日本語の讀み物が不足してゐる

(8)抑留者の希望

イ、早く歸りたい

ロ、歸る時機を示して欲しい

ハ、手紙が欲しい

ニ、煙草が欲しい（不足）

2 滿洲回通信許可の件 G H Q 歩外局にて明日發表の豫定右に附隨して日本政府の發表を通信省關係にて行ふ

三二 復

1 胡蘆島患者下五〇〇人 奉天六〇〇〇人

胡蘆島の患者は近く入港の病院船にて一括引取りの豫定

2 待機艦船 一四隻

3 佐世保「マニラ」間 輸送船十六號往復中であるが全般的の解放は未だの様である